

## 能勢町建設工事の中間前払金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の前払金に関する規則（昭和49年規則第61号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、町が発注する建設工事に関する中間前払金について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金と部分払の選択)

第2条 中間前払金の対象となる工事において、中間前払金と部分払とのいずれを請求するかは、受注者が選択できるものとし、中間前払金を選択したときは部分払を請求することができず、部分払を選択したときは中間前払金を請求することができない。

(中間前払金の認定請求)

第3条 中間前払金を受けようとする受注者は、中間前払金認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定の請求があった場合において、規則第2条第3項各号に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、速やかに中間前払金認定調書(様式第3号)を受注者に交付するものとする。

(中間前払金の請求等)

第4条 中間前払金を行うことについて認定を受けた受注者が中間前払金を請求しようとするときは、請求書に保証事業会社の前払金保証証書の原本及び写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して14日(町の休日を除く。)以内に中間前払金を支払わなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。

年 月 日

### 中間前払金認定請求書

能勢町長 様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者職氏名

印

能勢町建設工事の中間前払金に関する要綱第3条第1項の規定により、中間前払金の認定について請求します。

#### 記

工 事 名	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
備 考	

※工事履行報告書（様式第2号）を添付すること。

年 月 日

### 工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
日 付	年 月 日 現在		
月 別	予定工程 (%) ( )は工程変更後	実施工程 (%) ( )は予定工程との差	備 考
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
月	% ( )	% 差( )	
(記載欄)			

現場代理人

年 月 日

### 中間前払金認定調書

様

能勢町長

印

下記の工事について、その進捗状況を調査した結果、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを確認したので、中間前払金を認定します。

#### 記

工 事 名	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
備 考	